

○議長（小林哲雄）

日程第5 議案第37号 開成町子ども・子育て会議条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、開成町子ども・子育て会議を設置するため、開成町子ども・子育て会議条例の制定を提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

では、議案を読みながら説明をさせていただきます。まず、最初のページを朗読させていただきます。

議案第37号 開成町子ども・子育て会議条例を制定することについて。

開成町子ども・子育て会議条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。説明に入ります前に、この条例の議案上程の経緯、国の法律の制定のところから、ちょっと説明をさせていただきます。

この条例は、ここで新規で定めるものがございますけれども、国が24年に施行しました子ども・子育て支援法に基づくもので、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供を推進しようとする、いわゆる子ども・子育て関連3法に係るものがございます。この法律は、保育所、幼稚園、あるいは認定こども園等の給付、その他子ども及び保護者に対する必要な支援の実施を規定したもので、市町村の責務としても、子ども及び保護者に対する必要な給付や事業を総合的かつ計画的に行うことが重ねております。

この子ども・子育て支援法の中で、子ども・子育て会議の規定がございます。この中では、国に子ども・子育て会議を置くことと。また、県及び市町村それぞれにおいても、審議会、その他の合議制の機関として置くように努めるということになっております。開成町においても、これからこの法律に沿った事務を進めていくという作業にありますので、今議会において町の条例を上程、提案するものがございます。

それでは、本文を1条1条読みながら、必要な説明を加えていきたいと思っております。まず、開成町条例第 号 開成町子ども・子育て会議条例。

（設置）、第1条、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という）第77条第1項の規定に基づき、開成町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という）を置くということでございます。

これは先ほどにも申し上げましたけれども、法により各市町村において、設置義務が努力義務としてございますので、開成町において条例を定めるということでございます。

第2条の所掌事務、子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。ということで、（1）開成町子ども・子育て支援事業計画に関すること。

（2）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（3）特定教育・保育施設に関すること。

（4）特定地域型保育事業に関すること。ということになってございます。

1号につきましては、5年計画の計画を27年度スタートでつくらなければなりません。それを26年度中につくりますので、その計画、あるいは進行、管理というようなことがございます。

2号につきましては、あとの3号、4号もございますけれども、そのほか総合的な施策が子育て支援施策にはございますので、その必要な事項に関することも審議していくということになってございます。

そして、3号は、これに該当するのは保育園、幼稚園、認定こども園のことでございます。

4号につきましては、地域型保育事業と書いてございますけれども、小規模保育、これは今回新たに設けられた枠組みのものでございますけれども、そのほか家庭的保育、居宅訪問型保育という、新しく位置付けしたものです、前からあるものですが、この法律で再編成したもの、そこら辺も関することをこの所掌事務に入れるということでございます。

第3条におきましては、子育て会議は、委員12名以内をもって組織するとございますけれども、この法の中では、この委員については、保護者や当事者、これは子育てに従事した方、あるいは子育て支援に係る当事者ということでございまして、開成町におきましては、保育関係者、幼児教育の関係者、町内事業所の関係者、子育て経験のある方ということで一部公募等をしながら、12名以内で構成をしていくということで考えてございます。

第4条は、任期を定めたものでございます。2年ということと、再任規定を示してございます。

第5条につきましては、会長の互選や職務代理のことを定めてございます。

第6条におきましては、会議のことで会議の招集や、成立要件等を示しておるものでございます。

7条につきましては、審議のために関係者から意見を聞くというようなことができるというようなことが書いてございます。

8条につきましては、庶務は、保健福祉部に置くということになってございます。

次のページの9条におきましては、条例に定めるほか、会議に運営が必要な事項がある場合は、会長が会議に諮って定めるという規定でございます。

附則でございます。施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

第2項につきましては、この会議に係る報酬について、地方自治法の規定に基づき必要な事項を定めることになっておりますので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をして、第1条の中でございますけれども、50号の後に51号として、(51) 子ども・子育て会議委員を新設する。

2条の関係におきましては、改正後として、51として、会長の職にあるものは、日額8,000円、委員は日額7,200円を追加改正してございます。

条例の条文の説明は以上でございますが、近隣の市町村における当該の子ども・子育て会議設置条例の制定状況は、小田原市は、既に24年度中に制定をしてございます。また、南足柄市、あるいは中井町を除く上郡4町、開成町は本日審議をしてございますけれども、6月議会に上程しており、大井町、松田町、山北町は既に議会可決をしておるといってございまして。

また県下の各市町でございますけれども、やはり大体同じような経過で3月、6月、または今後9月に予定している市もあるような状況でございます。

なお、神奈川県においても、子ども・子育て会議の設置が必要でございますが、現在開催されている県の議会に上程をされているとのことでございます。

説明は以上とさせていただきます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、吉田敏郎議員。

○3番（吉田敏郎）

3番、吉田でございます。先ほど課長から説明がありまして、認識しているところでありますけれども、学識経験のある者、その他町長が必要と認める者のうちからということですが、その他町長が必要と認める者というのは、どういう方々を考えているのか。また、学識経験のある、それ以外の町長が認めるのに何人ぐらい、こちらのほうを考えているのか。もしわかれば教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

議員のご質問にお答えをいたします。現在、このことについては、人数までは検討してございません。このように新しい法律の関係でございますので、事務局といたしましては、そのような適任者がおれば、選任をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

それは新しいということでは理解するところでありますけれども、先ほど課長からこういった方というのが出てまいりました。その中に現在子育てをしている方、また、

子育てを経験なさった方ということが出ております。私もそれは大いに賛成だと思いきまして、非常にこれはいいことですので、ぜひ子育てをしている方、また、それから、子育てを終了した方、そういう方たちをぜひ入れていただいて、また、学識経験者の中でも、年齢云々を言うことはないですけども、できればそういう方たちの中でも、退職をされてすぐの方たちのいろいろな経験をすぐに生かせるような、そういう方たちを選定していただければと思います。

それからもう一つ、近隣の町では、もう既に公募をしているところもありますけれども、先ほど課長から、公募することも考えるとおっしゃっていました。その公募するのにも、人数というのは考えていないということでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。先ほども申しましたように、国の法律の中に、いわゆる保護者、これはまさに子育て経験のある方、あるいは幼稚園とか、保育園とか、いわゆる子育て支援施設に係る人たちという方々を選んでいくことになろうと思っております。

それで今のご質問の公募の部分でございますけれども、ぜひ、ここら辺は町民から子育て経験者を1名から2名は公募できればなというふうに、今のところでは考えております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

そのような形でぜひお願いしたいと思います。

それから、最後に、確かに国からいろいろこういう形で上がってきたこともわかりますけれども、ぜひ開成町独自の一つ考えも入れながらやってきていただきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

ほかにございます。

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。お伺いいたしますが、この子育て会議は、子育て支援制度の具体像を決める会議になってくるのではないかなと思います。そういう観点からしますと、非常に重要な会議であると思いますが、今、条例を見て、特に第2条で、3項、4項のところは、何々に関するところあります。4条で特定地域型保育事業に関するところありますが、この地域型保育事業に関する点で質問したいと思います。これは国が定める基準に従って、町は基準をつくらなければいけないという形になっていると思います。子ども・子育て支援法上、この会議は設置することが、いわば義務化されている会議だと思います。

この条例を見ますと、この地域型保育事業について、関することと書いてあるのを見て、この内容についての設置基準等についての基準、要綱になるんですが、基準というものが、まだできていないんじゃないかなと思うんですが、本来であれば、これと同時に、そういった基準、要綱なりが上がってこなきゃいけないかなと私は受けとめたんですが、その辺のところを、どういう形で進めていかれるのか、どういう考えを持っておられるのか、お聞かせください。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

議員のご質問にお答えをいたします。第2条の所掌事務のところでは、関することということで、各号ともとめさせていただいてございます。今、4号の特定地域型事業と保育事業ということで、ご質問されましたけれども、現在の国の子ども・子育て支援法等に関する新しい制度につきましては、先月、神奈川県で第1回の新制度・課長会議というのが行われまして、これから毎月開いていくということで、今回のこの設置は、まだ国の子育て会議も4月に1回、5月に1回、これも毎月ペースぐらいでいくのではないかと考えておりますけれども、そこら辺でまだまだ基準を決めていくということで、それでこの法律上の、保育園等に、この法律に基づいて入所が始まるのが27年4月からというふうになってございますので、その間、ここでのその間での委員会の役目としては、まさに今、議員ご指摘のこれから示してくる内容について、町の方策として、それをどのように位置付け、それを皆さんの意見を聞きながら構築していくという作業がこの2年間、今後は、もちろんそれ以後は進行管理的なものになっていきますけれども、そこら辺を検討していくと。もっと具体的にいいますと、当然、この基準をつくっていくには、開成町において、ニーズがどのくらいあるのか、そこら辺も考えていかなければいけません。

そして、この4号につきましては、国から基準が示され、市町村で条例をつくっていかなければいけないと。今、国のほうで、来年の9月、できればそれより前に条例をつくって、市町村さん事業を進めてくださいと、そうしないと入所に間に合わないよということになりますので、議員ご指摘がありましたけれども、この会議条例が、都度選考をして、設置をいたしまして、今後、町のほうで検討をしながら、しかるべきところは、この会議に内容を図りながら調整をしていくということになるかと思えます。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

こちらの条例につきましては、課長が申したとおり、もともとについては、子ども・子育て支援法の中の77条の、特にこの条例の2条については、支援法の77条の第1項について、焼き直しといえますか、それに基づいて規定したものであります。

この制度の根本につきましては、特に安心して皆さんが子どもを産み、育てて、そ

ういった社会の実現を目指すことを目的としまして、幼児期の学校教育でありますとか、保育、あと地域の子ども・子育て支援について、総合的に推進していくという形の制度でありますので、その辺につきましましては、しっかりと検討していきたいと、このように考えています。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

77条では、条例までつくりなさいよという形になっていると思うんですが、先ほど言いましたように、認可基準を余り後ろに伸ばしてしまうと、27年度の4月からスタートするわけですから、その時点でできても、その前に希望されることがあれば、認可基準ができていないと、条例等ができていないと、判断できないと思うんですね。ですから、少なくとも来年の今ぐらいとか、秋口ぐらいまでにはできて、判断できるような基準になっていないと、私はその条例は条例として役目を果たさないんじゃないかなと思うんですね。ですから、そういう意味でも、できればわかっていれば、今回、出るのが常套かなと思ったんですが。

それともう一つ、この会議は、審議会としての役目も一緒に備えているような感じがするんですけども、そうなったときに、認可の可否については、この委員会会議で決めていくんでしょうか。それともそれはまた別途どこかで決めるような形になるんでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

まず、1点目の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおりでございます。それで今、いわゆる法律の大きな目的として、待機児童の対策という部分がありまして、それで今、先月の会議でも、待機児童解消の加速化計画、これは国が言っておりますけれども、そういう部分では、この地域型保育の保育事業の3本でありまして、小規模保育施設と、これはいわゆる狙いとしては、現在の認可外保育施設の部分について、そういうところに希望があるならば移行させていこうということで、人数が大分少数で書いてありますけれども、この辺につきましても、国のレベルとしての枠組みは示されてまいりますので、当然、町内に該当が、そういうところがある場合には、そういうところに情報提供をしながら、希望等も伺いながら対応していくということが現実起こるといふふうには考えてございます。また、そのほかに家庭的保育とか、居宅訪問型保育、これは今現在、保育ママとかいうのがありますけれども、まさに資格を持っていて、それを活用したいという部分のところ、そこら辺は、横浜市なんかでも、そこら辺も、そんなに人数は横浜市でもありませんけれども、そういうところも進めているということで、そういう大枠は示されてございますので、そういう相談には乗っていこうというふうには考えてございます。

二つ目、審議会のお話でございましたけれども、町の条例について、ここで諮ると

いうことはございません。議会をお願いをしていくことになろうかと思えます。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

これにつきましては審議会という位置付けになりますので、今回につきましては、今回の新規条例に基づいて、当然、審議会の委員さんの報酬等を決めなければいけませんので、その位置付けにつきまして附則の中で今回は定めさせて、お願いしているという形になります。ですから、新規条例の策定ですので、その新規条例をつくることによって生じたところについては、附則で改正するというところが、一つの法制執務上の原則になっていきますので、今回は委員さんの報酬につきましては、附則において定めているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ちょっと勘違いした発言をしました。もう一点、いわゆる条例で定めて、そこに手を挙げてきたときに、それを認可する、しないの審議についても、この子ども・子育て会議でやるという予定はございません。そういう位置付けのものではございません。

○議長（小林哲雄）

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。2点質問いたします。1点目は、組織の関係で先ほど同僚議員のからも公募の件がございました。私は公募の募集も踏まえて対応すべきだと思っております。

そこで、第3条の2項に、その他町長が必要と認める。その前に公募をきちんと位置付けるならば、その他公募等という言葉を入れることは可能かどうか。町長が必要と認めるのはわかりますけれども、こういった会議については、町も公募採用というのが打ち出されておりますし、条例でも、やはりこの辺は明確にすべきではないのかなということを感じておりますので、その辺についてのお答えを願いたい。

それから、2点目は、開成町の子ども・子育て支援法の推進に関し、必要ない事項が盛り込まれていますし、国の支援法に基づいて今回提案されているということは理解しております。

5月20日に私ども議会にいただいた資料の中からちょっと質問させていただきましても、具体的には、教育保育施設の利用定員等を定める際や、町計画を策定、変更する際には、この会議に付議しなければならない。こうなっておりますけれども、そうしますと、定員を含めて、ここで具体的に論議がされる。そして付議をする。これはそこでの出されたやりとりについて、町からの答申ということもあり得るのかなと思うんですけれども、その辺の考え方と、答申は状況に応じてあり得ると受けとめていいのかなどうか、お答え願いたい。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。まず一つ目、公募が第3条2項に成文化できないかという部分でございますけれども、答弁にもありましたように、町としては、いろいろな審議会委員等も含めて、公募をしていこうということでございますので、それに沿って行うという意味で、ここにはちょっと書いていませんけれども、公募で進めていくと。また、委員の男女の比率等につきましても、女性の比率を上げていこうというのがありますので、そのような方針に沿って、対応をしていくというふうに考えてございます。

二つ目につきましては、今回の条例にも書いてあります、第2条の第1号に書いてあります支援事業計画、これについては、当然、条例に書いてあるとおりでございますけれども、いわゆる計画（案）を示して、その審議をして、一定のご意見をいただくという意味で付議をしていくというようなこと。

教育保育施設の利用定員等を定める際ということもございまして、それは町としての枠組みとして、これだけのニーズがありましたよということで、二次調査を示しながら、町としてこういう計画の中に将来、計画をつくりましたよというふうなことが書かれますので、その内容を皆さんにご意見を聞いているということでご理解をいただければと思います。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今、課長が申したとおりでございますが、イメージ的には、なかなか新しい制度なので、イメージ的なものは沸かないと思いますけれども、介護保険制度、それと同じようなイメージを捉えていただければ、供給量の調査をしながら、そういった計画をつくって、それを審議会にかけて、当然そういったような流れになってきます。

ですから、これは先ほどの高橋議員のお答えについては、当然審議会ですから、場合によっては諮問答申というところはあるかもしれませんが、それは今後の国の状況次第にもよるということで、ご理解をいただきたいと思います。何分にもまだ、途中で、国自体がなかなかその辺のところを出してきていませんので、なかなか町としても、こうだということとは言えないということで、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今回の子ども・子育て会議条例については、内容については、理解はしました。この条例の中で、教育委員会の立ち位置というのはどこら辺になるのか。子育ての観点からいくと、当然、これは保健福祉課の部分になるんですが、子育てといっても、小さいのから、大きいのからいると思うので、そこら辺の原型をど

のように深め、その会議の保育園の認可とかはそれは別ですけれども、子育てに対してのそういう会議の議論がどのように反映し、よりよい子育て支援に向かっていくのか、そこら辺の絡みを、ちょっと報告がなかったもので、どのように想定しているのか、答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

議員のご質問にお答えをいたします。教育委員会、いわゆる幼稚園の部分ということでございますけれども、当然、子ども・子育て支援法という部分で、教育、すなわち幼児教育の部分も検討していくこととなりますので、この条例の中の組織としては、当然、幼稚園からのそういう子育て支援施設という一つであります、幼稚園からの委員も入れていくということにはなろうかと思えます。

そして加えまして、今、町におきましては、これに対応するため、町内、役場内の横の連携を深めるための内部会議もしてございますので、そこら辺でしっかり審議をしながら、もちろんこの会議の中でも、委員構成の中でそういう部門のところも加えながら進めていくということになろうかと思えます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今の答弁でわかったところですが、そこは組織の部分で対応すると、組織編成の中で対応するという意味合いだとは思いますが、とにかくこういう会議というのは、集まって、よくあるのが1年に1回集まって、現状を報告して終わるといふ会議がとにかく多いというふうに見受けられますので、ぜひ、そのようなことがないように、やはりそこの教育委員会との連携の部分でも大変有効にはなると思うので、こういう会議というものを有効に活用して、横のつながりをぜひ、深めてもらいたいお願いが1点と。

あと、先ほど組織編成については、公募という形をとるといふふうに、それも悪くはないとは思いますが、やはりこの法律、平成24年度にできたというところで、まだ施行されていない状況の中で、今後施行してくると、いろいろな状況が積み上がって、この法の改正とか、施行規則の改正だとか、いろいろと出てくるとは思うんですよ。今までないような制度なもので、やはりそういう部分では、ある程度専門的な知識を持った人も必要ですし、単純に子育てしているから、じゃあ入れようじゃちょっとまずいと思うんですよ。やはり教育で言えば、当初前にゆとり教育があったり、今、教育方針が詰め込み方式に変わったりとか、その世代に応じて、親の教育の仕方というのは変わっているはずなんですよ。ちょうどその部分が、今、高校生ぐらいがゆとり教育なんですか、年代的には、卒業するかしないか。そのような中で、それが大人になって、子どもを持ったときに、どのような子どもに教育をすること、そういうものが絡んでくるので、やはり幅広い中で、これは公募を募った中でそこで人選

していくというのも一つの手だとは思いますが、公募をして、人が入ったから、何でもかんでも12名の中に入れちゃえということではなくて、やはり幅広い年齢層を入れながら、教育の観点の中での部分も見ながら、人選というのは大変必要になってくると思うので、これは何が言いたいかという、いい会議にしてもらいたいというのが一つのお願いで、1年に一遍開いて、しゃんしゃんと終わるような会議は、正直言って、条例までつくってやる必要はないと思うので、ぜひ、そこら辺は肝に銘じてやっていってもらいたいなというところで、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

答弁要りますか。福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。今、議員ご指摘のとおりで、先ほどの前の議員さんにも答えたとおり、公募は一、二名という中で、そのほかは保育事業者、教育関係者、そのほかになりますと、民生委員、児童委員等ともあろうと思います。また、これからそこら辺については決めていくことをございますけれども、母子の関係とか、あるいは保護者の公募も、あるいはP T A的な保護者会的なところから選ぶということもあろうかと。あるいは子育てサークルをやっている人とか、そういうより新しい計画をつくるに当たって、よりいい意見、あるいは活発な意見が出るような形での会議づくりに努めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

それについては、課長が申したとおりでありますけれども、確かにこういった会議につきましても、幼稚園とか保育の関係、そういった専門家のご意見も必要ですし、また、先ほど課長が申しました町の中の委員会につきましても、子ども・子育て支援対策、これは内部の委員会ですけれども、検討委員会を立ち上げていますので、そういったところ。また、既存にある次世代対策、そういった協議会の委員さんもございます。そういったものも活用しながら、検討していきたいと、そのように考えています。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。あと付け足しなんですけれども、ちょっと言うのを忘れたんですけれども、会議の中で、いろいろな会議をやって、問題ないし、報告ないし上がるわけじゃないですか。各12人にかかわらず受けましたという、そこから各団体に広がる時の、要は生命線というのですか、そこが途絶える場合があるんですよ。

例えば、開成町議会でいえば、社協の問題は報告があり、みんなに周知するんですが、やはりほかの団体なんかだと、そういうものができているところとできていないところがあるので、ぜひそこら辺の部分の施行規則にうたうのか、本人のモラルの間

題なのか、ちょっとわからないですけども、そこら辺の発信は、町でした。ではそれを受けた委員が、どういうふう発信を次に町民に向けていくのかというものが大変重要なので、その12人の輪だけで終わらせていたのでは、全然意味がないので、ぜひそこら辺もいい条例だと思うので、検討した中で、施行規則等考えていってほしいということをつけ加えさせていただきます。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

確かにそのとおりでありますので、確かに皆さん委員さんが、共通理解の中で論議ができるような、そんな体制で整えながら対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。議案第37号、開成町子ども・子育て会議条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

起立全員によって、可決いたしました。